

(9月10日現在)

団地名	所在	構造	間取り	空き戸数	家賃月額
西原団地	美原1丁目 美原3丁目	中層耐火4階建て	3DK	1	9,800円～21,200円
東雲団地	上奥沢	中層耐火4階建て	3DK	2	18,900～29,700円
実取団地	実取	中層耐火3階建て	3DK	1	16,600円～27,200円
若草団地	若草1丁目	中層耐火4階建て	3DK	1	14,500円～29,500円
佐久山団地	佐久山	簡易耐火平屋	2K～3K	5	3,500円～8,700円
中田原団地	中田原	簡易耐火平屋	2K～3K	24	3,500円～11,200円
市営大豆田団地	大豆田	中層耐火3階建て	3LDK	4	15,100円～22,500円
市有大豆田団地	大豆田	木造2階建て	2K	4	18,000円

市営住宅は低所得者および住宅困窮者を対象とした住宅であり、申し込みには各種要件があります。

●申込方法：事前に入居資格

など左記で確認・相談の上、必要書類を添えて申し込み。※申し込みは先着順です。で、上記住宅が空いていない場合もあります。

TEL 問申建築住宅課 本5階 (23) 8724

下水道に係る手数料が10月から変わります

下水道条例の改正により排水設備指定工事店に係る手数料および下水道台帳などの写し交付手数料が改正されます。

手数料の名称	改正前金額(円)	改正後金額(円)
排水設備計画確認	1,000	3,000
排水設備検査	500	3,500
排水設備指定工事店の指定	50,000	20,000
排水設備指定工事店の更新	20,000	5,000
下水道台帳などの写し	100	330

TEL 問 下水道課 本5階 (23) 8712

大田原市立地適正化計画(案)に関する意見(パブリックコメント)募集

立地適正化計画は、健康で快適な生活と持続可能な都市経営の確保のため、国の重点施策の1つであるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づき、居住地と生活利便施設がまとまって立地するよう緩やかに誘導し、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めるものです。

本市においてもこの計画を策定するため、皆様からご意見を募集します。

●意見を提出できる方(個人、団体不問)：▼市内に住所を有する方▼市内の事務所又は事業所に勤務する方▼市内の学校に在学する方▼市に納税義務のある方▼今回の計画案に利害関係のある方

●計画案の閲覧場所：▼市ホームページ▼都市計画課▼湯津上支所▼黒羽支所

※窓口での閲覧受付は、平日午前8時30分～午後5時
●閲覧・意見募集期間：10月10日(木)～31日(木)

●提出方法：所定の意見提出用紙に記入の上、次のいずれかの方法により提出▼閲覧場所での直接提出▼郵送▼FAX▼電子メール

※電話受付不可。郵送提出の場合は10月31日(木)消印有効。直接提出の場合は平日午前8時30分～午後5時15分までに計画案の閲覧場所の窓口へ提出。

●提出された意見の取扱：▼内容を検討し、これに対する市の考え方を後日公表します▼個々の意見に対し、個別の回答はしません▼提出者の氏名その他個人情報 は公表いたしません▼募集の趣旨と直接関係のない意見などは、パブリックコメントの意見として取り扱いません。

●計画の公表予定日：令和2年4月1日

問申都市計画課 本5階 〒324-8641 大田原市本町1-4-1

TEL (23) 8711
FAX (22) 8732
toshikei@city.ohkawara.tochigi.jp

お花いっぱいの
家族葬が

35

(税別)
万円

*会員価格

2019年9月 家族葬専用式場 OPEN!

ご見学
午前10時～
午後4時

家族葬の相談、見積り、
入会キャンペーン受付!





0120-33-8871

家族葬
専用式場



つむぎ

大田原(若草)
2-1154-1

本 本庁舎（新庁舎）

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

生 生涯学習センター

体 県立県北体育館

地価調査価格の閲覧

国土利用計画法に基づく令和元年地価調査価格（令和元年7月1日時点）は次の場所で閲覧できます。

- ▼都市計画課▼湯津上支所▼黒羽支所▼大田原図書館▼黒羽図書館
- ※県ホームページでも閲覧できます。

□<http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/town/tochiki/chiika/chousa.html>

問 都市計画課 **本5階**
TEL (23) 8711

**10月7日～13日は
行政相談週間です**

総務省では、10月7日（月）～13日（日）までを「行政相談週間」としています。

関連事業として大田原市担当の行政相談委員が産業文化祭会場に相談窓口を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●日時：11月2日（土）・3日（日）
（日）両日午前10時～午後3時
●場所：県北体育館メインア

リーナ

※毎月の行政相談開設日時については生活カレンダーをご覧ください。

●行政相談についての問い合わせ

問 総務省栃木行政監視行政相談センター
TEL 028(634)4680

問 情報政策課
TEL (23) 8700

**市庁舎グランドオープン
記念写真展 開催**

●都会人が撮り続けた大田原の歳時記

東京在住のカメラマン2名が、3年にわたって撮影をした市の四季折々の祭りや行事の写真を展示します。

●日時：10月28日（月）～11月14日（木）

●場所：市庁舎8階
●撮影者▼伊藤 陽氏（ハッセルブラッドフォトクラブ会長）▼田沼 武能氏（日本写真著作権協会会長）

問 大田原市移住・定住サポートセンター
TEL (46) 5102

10月は食品ロス削減月間です

食品ロスとは、食べられるのに捨てられている食品のことです。①食卓にのぼった食品で、食べ切れずに廃棄されたもの（食べ残し）②賞味期限切れなどにより使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの（直接廃棄）③厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（過剰除去）の3つに分類されます。

●食品ロスの現状：日本では年間約643万トン発生していると推計されています（平成28年度）。半分（291万トン）は家庭からのもので、一日一人当たりお茶碗一杯分の食べ物が捨てられています。食べ物を捨ててしまう理由には、食べきれなかった「傷ませたしまった」「賞味・消費期限が切れていた」などがあります。食品ロスは国際的に関心が高まっており、持続可能な開発目標「SDGs」においても食品ロスの削減目標が設定されています。

●食品ロスを減らすために

- ▼買い物前に家にある食材をチェックし食材を買いすぎないようにする▼購入した食材は適切に保存し、傷まないうちに使い切る▼食べられる分だけ調理・注文する▼宴会では始めと終わりの15分間自席でおいしく料理をいただく▼食べきり15（いちご）運動を実施し、「食べ残し」をなくす。

食品ロス削減には事業者（飲食店など）だけでなくみなさま一人一人の協力が不可欠です。できることから実施し、食品ロス削減にご協力をお願いします。

問 生活環境課 **本2階**
TEL (23) 8706

住宅防災推進シンポジウム in 那須塩原

ダニエル・カールさんと住宅の防火防災の専門家によるトークイベントや地元の女性防火クラブ、消防団とパネルディスカッションを通して、地域ぐるみで住宅防火と防災対策を考えてみましょう。

●日時：11月10日（日）午後1時～4時（受付開始午後0時15分から）

●場所：那須塩原市黒磯文化会館小ホール（那須塩原市上厚崎490）

●費用：無料（事前申込などの手続き不要）

●定員：390名（先着順）

問 那須地区消防本部 予防課
TEL (28) 5103

人権擁護委員の紹介

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、日常生活の中で基本的人権が侵されることのないよう活動しています。

身近な人権問題についての相談や、子どもに向けた各学校での人権教室、地域の皆さんの人権への関心を高めるための街頭啓発活動などを行っています。

10月1日付けをもって、次の方が委嘱されましたのでお知らせします。

鈴木 美知子氏（再任 須賀川）
問 総務課 **本6階**
TEL (23) 8702